

爛酒JAPAN 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当会は、爛酒JAPAN(かんざけじゃぱん)と称し略称を爛J と表記する。英文では、Kanzake Japan(略称「KanJ」)と表記する。

(主たる事務所)

第 2 条 当会は、主たる事務所を埼玉県蓮田市に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 当会は、食事のための純米爛酒の酒質と人の持つ本当の味覚を守り、食事の旨味を引き立てる純米爛酒と食の大切さを広く社会に啓発し、純米爛酒によって食事を豊かにし、癒しを得られるような純米爛酒のある生活を提案し続けていける環境の醸成に寄与することを目的とする。

2 前項目的のために次の事業を行う。

- (1) 会員を対象とした親睦、交流、勉強会の開催
- (2) 一般向け啓発イベントの開催
- (3) Web site 作成、SNSや執筆などによる啓発活動
- (4) 会員を対象とした専門窓口の設置と専門家の紹介
- (5) 純米爛酒マーケットの活性化に関する活動
- (6) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

3 当会が定める純米爛酒

- (1) 添加材に頼らず麴にしっかりと仕事をさせ醸造された純米酒
- (2) 製品として火入れされたもの
- (3) 主に爛にするか常温で提供できる酒質であり、奇をてらう香りや味を強調せず食事に寄り添う酒質である

(公告)

第 4 条 当会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、電話やファクシミリなどの他の手段を講じる場合がある。

(機関の設置)

第 5 条 当会は、理事会及び監査役を置く。

第2章 会 員

(会の構成員)

第 6 条 当会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 当会の目的に賛同し、入会した規定する純米燗酒を取り扱う事業者
- (2) 準会員 当会の目的に賛同し、入会した酒類を取り扱う事業者
- (3) 賛助会員 当会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した事業者および個人

(入会)

第 7 条 当会の会員となるには、当会所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

2 法人が会員となる場合には、その代表として当会对しその権利を行使する者1名(以下「会員代表者」という。法人登記上の代表者たることは要しない。)を定め、当会に届けなければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を当会に提出しなければならない。

4 当会の定款第50条で定める事業年度(以下「事業年度」という)の途中で、既に入会した会員がその会員種類区分を変更することは認めない。既に取得した区分と異なる種類区分にて入会を希望する会員は、新たに取得することになる当該種類区分における入会金及び会費を、事業年度内のどの時点において入会したかに関わらず当会に改めて納入したのち、既に取得した区分の退会手続きを行うものとする。

5 法人の場合、親会社が議決権50%超を有する子会社または実質的支配下にある子会社は入会できない

(入会金及び会費)

第 8 条 当会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、理事会で定める入会金及び会費を理事会で定める期限までに支払う義務を負う。

(任意退会)

第 9 条 会員は、別に定める退会届を当会に提出することで、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議によってこれを除名することができる。ただし、この場合の決議は、理事の半数以上であって、理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 当会の定款又は別途理事会で定める会員規約その他諸規定に対する重大な違反が生じた場合
- (2) 当会の名誉を著しく毀損する行為、又は当会の目的に反する行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当会が認めた場合
- (3) 理事会で別途定める会員規約上の禁止行為に該当する行為をしたと当会が認めた場合
- (4) 会員が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、及びこれらに準じるもの)であることが判明した場合あるいは反社会的勢力との関与が明らかになった場合
- (5) その他、除名すべき相当の事由が発生した場合

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に理事会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員が、以下のいずれかの事項に該当した場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 第8条に定める入会金又は会費の支払いが行われない場合
- (2) 会員の2/3が同意した場合
- (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他の法的倒産手続の申し立てがあったとき、又は解散(法令に基づく解散を含む)、清算(特別清算を含む)もしくは内整理の手続に入ったとき
- (4) 個人事業主たる当該会員が廃業し、又は死亡したとき

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第12条 会員が、前3条の規定により会員資格を喪失した場合は、当会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。除名された又は会員資格喪失年度に会員の特典利用等権利を行使した会員であって、未払いの会費等がある場合には、当該会員は退会後も当会に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 当会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録した会員名簿を作成し、当会の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載又は記録した住所又は会員が当会に通知した居所に宛てて行うものとする。

(会員資格等の処分の禁止)

第14条 当会は、会員がその会員としての資格及び会員の特典を受けることができる権利を、譲渡、質入れ、その他一切の処分をすることを認めない。

第3章 総 会

(種類)

第15条 当会の総会は、定時総会、臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 当会の総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監査役の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) その他総会で決議するものとして理事会が決定した事項

(開催)

第18条 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第19条 総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、その者に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

2 正会員は、総正会員の10分の1以上の議決権をもって、代表理事に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会の招集は、当該総会の日1週間前までに、各正会員に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の通知は、電磁的方法により発することができる。

(招集手続の省略)

第20条 総会は、正員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第21条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第22条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総一般会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 理事及び監査役の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散

(総会の決議の省略)

第23条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第24条 正会員は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会の役員又は正会員でなければならない。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに当会に提出しなければならない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、書面若しくは電磁的記録をもって議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定)

第26条 当会に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監査役 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうち、1名を副代表理事とすることができる。

4 第1項の監査役をもって監事とする。

(役員を選任)

第27条 役員は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

2 代表理事および副代表理事は、理事の中から理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

2 代表理事は、定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監査役の職務及び権限)

第29条 監査役は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監査役は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監査役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監査役の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期が満了する時までとする。

5 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、総一般会員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2 役員が定款第11条により会員資格を喪失した場合には、解任する。

(報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当会との取引
- (3) 当会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当会とその理事との利益が相反する取引

(役員等の責任の免除)

第34条 当会は、理事会の決議をもって、理事(理事であった者を含む。)の責任を一般的な常識の限度において免除することができる。

2 当会は、一般社団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を一般的な常識の限度において免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事、副代表理事の選定及び解職
- (4) 幹事の選任及び解職

(理事会への報告)

第38条 代表理事及び理事会の決議によって当会の業務を執行する理事と選定されたものは、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第39条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会の招集は、当該理事会の日の5日前までに、各理事及び監査役に対してその通知を発しなければならない。

3 理事及び監査役は、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事及び監査役は、理事会を招集することができる。

5 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(招集手続の省略)

第40条 理事会は、理事及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第42条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、書面若しくは電磁的記録をもって議事録を作成し、理事会の日から10年間その主たる事務所に備え置く。

第6章 幹事会

(幹事)

第45条 当会は、幹事を置くことができる。

2 幹事は、正会員の中から理事会が任免する。

3 幹事に関し、その他必要な事項は、理事会において別に定める内容による。

(幹事会)

第46条 当会は、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、すべての幹事及び代表理事、副代表理事、理事によって構成され、当会の事業における活動内容及び運営に関する事項を協議する。

3 幹事会に関し、その他必要な事項は、理事会において別に定める内容による。

第7章 基金

(基金の募集)

第47条 当会は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

2 基金の募集、割り当て及び払い込み等の手続きについては、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第48条 当会の基金は、当会が基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

2 拠出者より払い込み又は給付のあった基金は、当該拠出者からの預金とし、この定款の定めに従って当該拠出者に返還される。

3 基金の返還に係る債権には利息を付さない。

4 基金の拠出者は、基金の返還に係る債権を理事会の承認なしに他に譲渡し又は担保に供してはならない。

5 基金の拠出者は、当会の運営につき議決権その他の権限を有するものではない。

6 基金の拠出者は、当会の会員たる地位を兼ねることができる。

(基金の返還手続き)

第49条 当会の基金の返還は、定時総会の決議に基づき、一般社団法人法第141条第2項に定める限度額の範囲内で行うものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第50条 当会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの年1期とする。

(剰余金)

第51条 当会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業報告及び収支決算)

第52条 当会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監査役の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時総会の承認を受けなければならない。

第9章 事務局

(事務局)

第53条 当会に、当会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び必要な職員を置き、理事会が任免する。

3 事務局職制は、理事会の承認を経て、事務局長が定める。

4 本法人は、必要な数の事務局員を雇用する。

5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会が決定する。

(帳簿及び書類)

第54条 事務局には、次の帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監査役その他職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類、各種議事録
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第56条 当会は、総会の決議で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第58条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から平成22年12月31日までとする。

(会員規約その他諸規定)

第59条 会員の入退会及び権利義務等本定款に定めのない事項は、別途理事会で定める会員規約その他諸規定に従う。

令和2年5月1日 施行